

I D	
受付日	

※ 「ID」欄に修習資金IDを記載すること

※ 「受付日」欄は、最高裁判所において記載するので、何も記載しないこと

住所等届出書

平成 年 月 日

最高裁判所 御中

私は、最高裁判所から修習資金の貸与を受けていた者ですが、平成 年4月1日現在の住所等について、下記のとおり届け出ます。

なお、下記の届出の内容に変更が生じたときは、速やかに、最高裁判所へ届け出ます。

記

1 届出人

氏名 (自署)	フリガナ	名	押印欄
	氏		

2 届出の住所(①又は②のいずれかを選択する。)

変更の有無	<input type="checkbox"/> ①有	<input type="checkbox"/> ②無	(前回の届出後の変更の有無につき記載すること。)
現住所	フリガナ (〒 -)		
	都道府県	市区町村	
電話番号(自宅又は携帯(日中確実に連絡可能な番号))			※市外局番等は、左詰めとし、間に「-」を記入する。
メールアドレス	@		

3 届出の職業

(①又は②のいずれかを選択し、変更がない場合でも必ず所属庁等を記載すること。)

変更の有無	<input type="checkbox"/> ①有	<input type="checkbox"/> ②無	(前回の届出後の変更の有無につき記載すること。)
職業	<input type="checkbox"/> 裁判官	〔所属庁〕	
	<input type="checkbox"/> 検察官	〔所属庁〕	
	<input type="checkbox"/> 弁護士	〔所属弁護士会 法律事務所等 電話番号〕	
	<input type="checkbox"/> その他	〔勤務先等 電話番号〕	

(注意)

- 1 修習資金の返還を終えるまでの間、毎年4月30日までにその年の4月1日における住所及び職業を、この届出書により最高裁判所に届け出なければならない。
- 2 この届出書を提出期限までに提出しない場合は、司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則(平成21年最高裁判所規則第10号)第8条第1項第4号及び修習資金貸与要綱第19条第2項第1号に基づき期限の利益を喪失し、返還未済額の全部を一括して返還しなければならない場合がある。
- 3 返還明細書提出時に、所属弁護士会及び法律事務所等又は勤務先等の記載をしていない者又は変更が生じた者は、この届出書に記載する。

【住所等届出書記載例】

訂正する場合は、二重線で該当箇所を抹消し、必ず押印してください。



住所等届出書

提出する年度を記載してください。平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

最高裁判所 御中

私は、最高裁判所から修習資金の貸与を受けていた者ですが、平成 ○○ 年4月1日現在の住所等について、下記のとおり届け出ます。

なお、下記の届出の内容に変更が生じたときは、速やかに、最高裁判所へ届出させていただきます。

戸籍姓を記載してください(旧姓・通称は不可)。フリガナは、必ず記載してください。

スタンプ式の使用はできません。朱肉で鮮明に押印してください。押し損じた場合は、余白に押し直してください。

1 届出人

氏名 (自署)	フリガナ	シ ホウ	イチ ロウ	押印欄
	氏名	司法	一郎	



2 届出の住所(①又は②のいずれかを選択する。)

必ずいずれかを選択してください。

変更の有無	<input type="checkbox"/> ①有	<input checked="" type="checkbox"/> ②無
現住所	フリガナ サイタマケン ワコウシ ミナミ (〒 351 - 0104) 埼玉県 和光 市 南2-3-8-201	
電話番号(自宅又は携帯(日中確実に連絡可能な番号))	0 4 8 - 4 6 0 - × × × ×	※市外局番等は、左詰めとし、間に「-」を記入する。
メールアドレス	× × × × × × × × @ × × × . × × × . × × ×	

現住所は正確に記載してください。また、郵便番号、フリガナも必ず記載してください。※変更の有無欄の「無」にチェックした場合も必ず記載してください。

3 届出の職業

(①又は②のいずれかを選択し、変更がない場合でも必ず所属庁等を記載すること。)

必ずいずれかを選択してください。

変更の有無	<input type="checkbox"/> ①有	<input checked="" type="checkbox"/> ②無 (前回の届出後の変更の有無につき記載すること。)
職業	<input checked="" type="checkbox"/> 裁判官 <input type="checkbox"/> 検察官 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> その他	{ 所属庁 ○○地方裁判所 } { 所属庁 } { 所属弁護士会 } { 法律事務所等 } { 電話番号 } { 勤務先等 } { 電話番号 }

(注意)

- 1 修習資金の返還を終えるまでの間、毎年4月30日までにその年の4月1日における住所及び職業を、この届出書により最高裁判所に届け出なければならない。
- 2 この届出書を提出期限までに提出しない場合は、司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則(平成21年最高裁判所規則第10号)第8条第1項第4号及び修習資金貸与要綱第19条第2項第1号に基づき期限の利益を喪失し、返還未済額の全部を一括して返還しなければならない場合がある。
- 3 返還明細書提出時に、所属弁護士会及び法律事務所等又は勤務先等の記載をしていない者又は変更が生じた者は、この届出書に記載する。